

十条駅西口再開発相談事務所が移転しました

十条駅西口再開発相談事務所が、令和2年3月27日に、十条地域振興室へ移転しましたので、下記のとおりご案内いたします。

- 移転先
〒114-0031 北区十条仲原 1-20-10
十条地域振興室内
JR埼京線「十条駅北口」：徒歩10分
JR京浜東北線「東十条駅北口」：徒歩15分

- 問い合わせ先
電話：03-3907-6722



補助第73号線及び十条駅周辺地区 都区共同相談窓口が移転しました

補助第73号線及び十条駅周辺地区都区共同相談窓口が、令和2年4月に、十条駅西口再開発相談事務所内から（公財）東京都都市づくり公社第二防災まちづくり事務所内へ移転しましたので、下記のとおりご案内いたします。



- 相談日時
毎週火曜日、第2・第4木曜日、第2・第4日曜日
午前10時より午後6時まで
(祝祭日、年末年始はお休み、連休等により変更の場合あり)

- 移転先
〒114-0034 北区上十条 1-11-3
(公財) 東京都都市づくり公社
第二防災まちづくり事務所内
JR埼京線「十条駅南口」：徒歩2分

- 問い合わせ先
電話：0120-900-244
FAX：03-5948-5983
メールアドレス：sodan73@kke.biglobe.ne.jp

駅西ブロック（上十条二丁目・十条仲原一・二丁目地区）

まちづくりニュース

No. 11
2020年(令和2年)4月
発行

発行/北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課

このニュースは、十条地区まちづくり全体協議会 駅西ブロック（上十条二丁目、十条仲原一・二丁目）にお住まいの皆さまに配布しています。

今回のニュースでは、ブロック部会の活動報告とともに、十条駅西口地区第一種市街地再開発事業、JR埼京線（十条駅付近）連続立体交差事業および関連する道路事業の進捗状況を掲載いたしました。

★★ 令和元年度 駅西ブロック部会の主な活動報告 ★★

■ 第39回ブロック部会

（令和2年2月5日（水）午後8時～9時30分）

十条地区では建物の不燃化を促進するために、様々な支援制度を実施している中で、より不燃化を進めるためにはどうすればいいか、意見交換を行ないました。

- 議 題 ◇十条地区における建物の不燃化をより進める方法について
報告事項 ◇十条駅周辺東地区及び岸町二丁目地区地区計画について
◇駅西ブロックにおける各事業の進捗状況について



★★★ 第39回ブロック部会における主なご意見 ★★★

議題 ◇十条地区における建物の不燃化をより進める方法について

●主な意見

- 空き家問題について～
 - ・空き家の所有者の居場所を調べることは難しい。
 - ・区では、法定相続人を探し、対応をお願いし、それが叶わない場合、法的な措置をとることができる。
- 2項道路問題について～
 - ・後退部分にフェンスや生け垣を作られており、車が通ることができなくなっている場所がある。
 - ・住民同士で対応するとトラブルに発展してしまうため、行政から注意してほしい。
 - ・消防自動車が入れない狭い道路には、送水管網を整備する方が有効ではないか。
- 支援制度について～
 - ・建替えの気持ちがない住民には、なかなか伝わらないのではないか。
 - ・今の木造住宅でも住み続けられるため、不燃化を進めるには、やはり助成額を上げることが必要。
 - ・高齢化で、建替え資金がない場合、効果的な方策とは思えない。
- 規制の緩和について～
 - ・道路拡幅整備で敷地が削られ、残地で必要な建物の広さを確保するため、容積率・建ぺい率・日影規制などの緩和をしてほしい。
- 共同建替えについて～
 - ・共同化は有効な方策だと思うが、コミュニティのあり方が、昔とは異なっているため実現は難しい。
- まちづくりの進め方～
 - ・住民同士が主体的にまちの良さや問題点、将来像を共有化し、何が必要かを考えなければ、まちづくりは進まない。行政も支援対象エリアをまちづくりの意志があるエリアに対し、集中的に予算を投下するべきだ。
 - ・是非、役所の対応としては、意見を聞くだけに止まらず、一歩前進した対応をお願いしたい。
- 他の自治体に学ぶ～
 - ・墨田区では路地尊（雨水利用施設）が整備され、防災のコミュニティが育成された。横浜では狭い道路向けに小さな消防自動車が作られたと聞いた。十条でも地域の防災コミュニティが育ってほしい。

報告事項

- ◇十条駅周辺東地区及び岸町二丁目地区地区計画について
- ◇駅西ブロックにおける各事業の進捗状況について

主な質疑応答

- 各路線の用地取得予定件数と取得済み件数は？
 - ⇒ 地区幹線道路の用地取得予定件数は約30件で、うち取得は4件、主要生活道路1号線の用地取得予定件数は約6件で、うち取得は1件、主要生活道路2号線の用地取得予定件数は約17件で、取得は0件。
- 主要生活道路2号線は、なぜ王子第五小学校前の東側道路としたのか。反対側の方が細いので良かったのではないか？
 - ⇒ 拡幅道路を検討するなかで、この道路は車や人の交通量も多い点、王子第五小学校が面している距離が長い点、そして、バス通りとの交差部のマンション側が歩道状に後退している点で、施工しやすい点が利点である。
- なぜ、十条駅西口の2本のケヤキの木を伐採するのか？
 - ⇒ 十条駅西口の再開発と合わせて地下駐輪場を設ける必要性があり、地下駐輪場の工事に支障となる点、樹木医の診断で十分な根鉢の確保が難しく、移植が困難と判断された点から、伐採することとした。また、駅前広場の植栽は、人の動線を考慮しながら、計画していく。

十条駅西口地区第一種市街地再開発事業

このたび、十条駅西口地区第一種市街地再開発事業について、東京都知事より権利変換計画の認可を取得しました。

- 事業名称 十条駅西口地区第一種市街地再開発事業
- 施行者の名称 十条駅西口地区市街地再開発組合
- これまでの経過
 - 平成24年10月 2日 都市計画決定・変更の告示
 - 平成29年 5月26日 組合設立認可
 - 令和 元年12月 3日 定款・事業計画変更認可
 - 令和 2年 3月 9日 権利変換計画認可
- 今後の予定
 - 令和 2年 4月～ 建物等除却開始
 - 令和 6年度 公共施設・施設建築物工事竣工
 - 令和 7年度 組合解散



JR埼京線（十条駅付近）連続立体交差事業および関連する道路事業

このたび、東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）の連続立体交差事業および都市計画道路事業（鉄道附属街路、補助第85号線）について、都市計画事業の認可が告示されました。

- [1] 連続立体交差事業（国土交通省決定）
 - 施行者の名称 東京都
 - 事業地の所在 北区十条台一丁目から中十条四丁目
 - 事業期間 令和2年3月3日～令和13年3月31日
- [2] 鉄道附属街路事業（東京都決定）
 - 施行者の名称 北区
 - 事業地の所在 北区上十条二丁目から中十条三丁目
 - 事業期間 令和2年3月13日～令和14年3月31日
- [3] 補助第85号線（国土交通省決定）
 - 施行者の名称 東京都
 - 事業地の所在 北区上十条一丁目から上十条三丁目
 - 事業期間 令和2年3月3日～令和13年3月31日



出典：十条駅付近の連続立体交差事業について（部分加工）